裁　　決　　書

審査請求人　○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○
○○　○○

審査請求人から令和元年○月○日付けで提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第２項に基づく保護変更決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要 等

１　事案の概要

本件は、生活保護及び障害厚生年金を受給していた審査請求人が、令和元年○月○日、障害等級が重くなったことにより同年７月分から障害基礎年金が支給される旨の年金支給額変更決定を受けたことから、処分庁が同年○月○日付けで法第 25 条第２項に基づき審査請求人の同年９月及び 10 月分の保護費を遡及的に減額する保護変更決定処分（以下、同年９月分の保護変更決定処分を「９月分処分」、同年 10 月分の保護変更決定処分を「10 月分処分」、両者を併せて「本件各処分」という。）をしたことに対し、審査請求人が本件各処分の取消しを求めた事案である。

２　関係法令等

(1) 法第４条第１項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(2) 法第８条第１項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(3) 法第 25 条第２項

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第４項の規定は、この場合に準用する。

(4) 生活保護法による保護の実施要領について・第 10

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年４月１日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、次官通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。）の第 10 は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と規定する。

３　事実経過

(1) 平成 26 年○月○日、処分庁は審査請求人について法による保護を開始した。

(2) 令和元年○月○日、処分庁は審査請求人に対し、同年９月分の保護決定処分をした。当該決定における扶助額は、最低生活費○○円（生活扶助費○○円＋住宅扶助費○○円）から、収入認定された年金額○○円（障害厚生年金○○円）を差し引いた○○円であった。そして、扶助額○○円から処分庁によって代理納付される家賃額○○円を差し引いた○○円が審査請求人に支給されることとされた。

(3) 同年○月○日、処分庁は審査請求人に対し、同年 10 月分の保護決定処分をした。当該決定における扶助額は、最低生活費○○円（生活扶助費○○円＋住宅扶助費○○円）から、収入認定された年金額○○円（障害厚生年金○○円）を差し引いた○○円であった。そして、扶助額○○円から処分庁によって代理納付される家賃額○○円を差し引いた○○円が審査請求人に支給されることとされた。

(4) 同年○月○日、審査請求人は、障害等級が３級 13 号から２級 16 号に重くなったため同年７月分から障害基礎年金を支給する旨の年金支給額変更決定を受けた。当該決定において、同年 10 月に支給される障害基礎・

障害厚生年金の額は、過去分の支払額（一時払）として同年７月分の○○円（いわゆる遡及年金）、定期支払額として同年８月及び９月分の○○円とされ、同年○月○日に審査請求人口座に振り込まれた。

そして、審査請求人は、当該決定に係る年金支給額変更通知書等の写しを処分庁に送付し、同月○日に処分庁に到達した。

(5) 同月○日、処分庁は、法第 25 条第２項に基づき本件各処分及び同年 11 月分の保護決定処分（以下「11 月分処分」という。）をした。本件各処分及び 11 月分処分の内容は次のとおりであった。

ア　９月分処分

扶助額は、最低生活費○○円（生活扶助費○○円＋住宅扶助費○○円）から、収入認定された年金額○○円（障害厚生年金○○円＋障害基礎年金○○円－経費（障害年金更新手続に要した切手代）○○円）を差し引いた○○円に減額された。

そして、９月分処分に係る保護決定通知書の理由欄には、過支給額○○円（変更前扶助額○○円－変更後扶助額○○円）を令和元年 11 月分の収入として扱う旨が記載されていた。

イ　10 月分処分

扶助額は、最低生活費○○円（生活扶助費○○円＋住宅扶助費○○円）から、収入認定された年金額○○円（障害厚生年金○○円＋障害基礎年金○○円）を差し引いた○○円に減額された。

そして、10 月分処分に係る保護決定通知書の理由欄には、過支給額○○円（変更前扶助額○○円－変更後扶助額○○円）を令和元年 11 月分の収入として扱う旨が記載されていた。

ウ　11 月分処分

扶助額は、最低生活費○○円（生活扶助費○○円＋住宅扶助費○○円）から、収入認定された年金額○○円（障害厚生年金○○円＋障害基礎年金○○円）を差し引いた○○円であった。

そして、９月分処分により生じた過支給額○○円及び 10 月分処分により生じた過支給額○○円の合計額○○円（以下「本件過支給分」という。）のうち扶助額相当額○○円が扶助額から差し引かれ、審査請求人に対する支給額は○○円となった（本件過支給分○○円と同年 11 月分の扶助額○○円との差額○○円は今後の収入に充てることとされた。）。

なお、本件各処分に係る保護決定通知書には本件過支給分を令和元年 11 月分の収入として扱う旨の記載があったが、11 月分処分に係る保護決定調書の収入充当内訳欄には本件過支給分に関する記載はない。

(6) 同年○月○日、審査請求人は、本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

本件各処分における収入充当の計算根拠について、処分庁に対して文書による回答を再三求めたにもかかわらず全く説明が無い。また、平成 30 年○月から令和元年○月までの期間において、審査請求人に支給された年金額○○円よりも保護費算定における収入充当額○○円の方が多額になっている。

2　処分庁の主張

処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年４月１日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の第 10、２、(8)に従い、審査請求人に支給された障害基礎・障害厚生年金を法第４条第１項及び法第８条第１項に基づき収入と認定した上で、法第 25 条第２項に基づき本件各処分を行い、その保護決定通知書をもって審査請求人に通知しているため、本件各処分に違法又は不当な点はない。

理　　由

1　本件では、生活保護費及び障害厚生年金を受給していた審査請求人が、令和元年○月○日、障害等級が３級 13 号から２級 16 号に重くなったことにより同年７月分から障害基礎年金を受給するに至ったため（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条第１項及び第２項)、資力があったものと認定され、処分庁が、同年○月○日、法第 25 条第２項に基づき、同年７月分の障害基礎・障害厚生年金を収入と認定して保護費を遡及的に減額する９月分処分、及び、同年８月分の障害基礎・障害厚生年金を収入と認定して保護費を遡及的に減額する 10 月分処分をしたことが認められる。そして、処分庁は、９月分処分により○○円の過支給額が生じ、10 月分処分により○○円の過支給額が生じたことから、本件各処分に係る保護決定通知書の理由欄に、本件過支給分を同年 11 月分の収入として扱う旨の記載をしたことが認められる。

しかし、本件各処分に係る保護決定通知書の理由欄に、本件過支給分を同年 11 月分の収入として扱う旨の記載があることは、以下のとおり違法ない

し不当である。

2 (1) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない(法第４条第１項、第８条)。

保護は、厚生労働大臣の定める保護の基準に従って、最低生活費を計算することとされており、最低生活費と要保護者の収入とを比較し、要保護者の収入が最低生活費に満たないときに保護が適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されることになる(法第４条第１項、第８条、次官通知・第 10)。

そして、保護費の算定において収入認定の対象となるのは、法第４条第１項にいう「利用し得る資産」又は法第８条第１項にいう「その者の金銭又は物品」であり、これらに当たらないものを収入と認定することは法第４条第１項及び法第８条第１項に違反して違法となる。

(2) これを本件についてみると、本件各処分は、遡及的な保護費の減額変更決定であり、審査請求人が本件各処分以前に既に支給を受けている令和元年９月及び 10 月分の保護費のうち本件過支給分について、その法律上の原因を遡及的に消滅させるものである。すなわち、審査請求人は、本件各処分により本件過支給分を取得･保有する法律上の原因を遡って失っている。

そのため、審査請求人は本件過支給分をその最低限度の生活維持に活用することが法律上できないのであるから、本件過支給分が保護費の算定において収入認定の対象となる「利用し得る資産」（法第４条第１項）又は「その者の金銭又は物品」（法第８条第１項）に当たらないことは明らかである。

したがって、処分庁が本件過支給分を 11 月分処分において収入と認定することは法第４条第１項、第８条第１項に違反して違法となり、本件各処分に係る保護決定通知書の理由欄に記載された「本件過支給分を同年 11 月分の収入として扱う」という取扱いは、法第４条第１項、第８条第１項に違反する違法な内容ということになる。

(3) 本件各処分は、その保護決定通知書の理由欄に法第４条第１項、第８条第１項に違反する違法な内容が記載されている点で、本件各処分において本件過支給分を収入と認定したわけではないものの、違法ないし不当とい

うべきである。

3　なお、11 月分処分についてみると、その保護決定調書の収入充当内訳欄には本件過支給分に関する記載がなく、法的根拠が不明のまま本件過支給分のうち扶助額相当額が扶助額から差し引かれ、審査請求人に対する支給額が〇〇円となっており、その適法性には疑問があるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、これを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和４年１月５日

新潟県知事　花角　英世